

第75回京都府中学校総合体育大会実施要項 駅伝競走の部 (第73回男子・第37回女子京都府中学校駅伝競走大会)

- 1 主 催 京都府中学校体育連盟 京都府教育委員会 京都市教育委員会
京丹波町教育委員会 京都新聞 (公財) 京都府スポーツ協会
(一財) 京都陸上競技協会 南丹市陸上競技協会 亀岡市陸上競技協会
- 2 主 管 口丹波中学校体育連盟
- 3 協 力 京丹波町 南丹警察署 京都府立丹波自然運動公園
- 4 日 時 令和4年11月13日(日)雨天決行
開 始 式 令和4年11月13日(日)10時00分
京都府立丹波自然運動公園体育館
競 技 開 始 令和4年11月13日(日)
女子:11時00分スタート 男子:12時45分スタート
表 彰 令和4年11月13日(日)14時30分
京都府立丹波自然運動公園体育館
- 5 会 場 京都府立丹波自然運動公園内及び周辺コース
(大会本部 京都府立丹波自然運動公園陸上競技場)
所在地〒622-0232 京都府船井郡京丹波町曾根崩下代 110 番地 7 TEL0771-82-0300

区間及び距離

男子の部 18.5 km			
1区-3.5 km	2区-3.0 km	3区-3.0 km	
4区-3.0 km	5区-3.0 km	6区-3.0 km	の6区間
女子の部 12.7 km			
1区-3.1 km	2区-2.2 km	3区-2.2 km	
4区-2.2 km	5区-3.0 km		の5区間

6 参加資格

- (1) 京都府中学校体育連盟に加盟し、各ブロック大会で出場権を得た男女各30チーム。

注意

年齢は、平成19年4月2日以降に生まれた者に限る。これ以外の生徒が参加を希望する場合は、6月11日までに京都府中学校体育連盟に申し出ること。

(府中体連より日本中体連へ6月24日までに報告)

- (2) 各校出場選手は、校長の推薦する生徒であること。
 - (3) 監督を含めて、1チーム男子10名、女子9名以内で編成すること。
- ◎ 下記に該当するものに京都府中学校総合体育大会の参加を認める。

「参加資格の特例」

・「別記1・京都府中学校総合体育大会における参加資格の特例」

以下に該当するもの京都府中学校総合体育大会に参加を認める。

- 1 学校教育法134条の各種学校(1条校以外)に在籍し、当該ブロックの予選及び標準記録を突破したチーム・生徒に参加を認める。
- 2 参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること。
 - (1) 京都府中学校総合体育大会参加を認める条件
 - ア 京都府中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること
 - イ 生徒の年令及び修業年限が、わが国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。
 - ウ 参加を希望する学校にあっては、運動部活動が学校教育の一環として、日常継続的に当該校顧問教員の指導のもとに、適切に行われていること。
 - (2) 京都府中学校総合体育大会に参加した場合に守るべき条件
 - ア 大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項に従うとともに大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 大会参加に際しては、責任ある当該校校長または教員が生徒を引率すること。また万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

- (4) 申し込みをする競技者は、インターネット上及び他のマスメディアにおいて氏名・年齢・所属・申込種目・競技結果などが公表される可能性があることを承知ください。

7 外部指導者（コーチ等）

- (1) 原則として外部指導者（コーチ等）は大会に参加できる。
ただし、専門部の規約や基本方針などの独自性を尊重する。
この場合の外部指導者（コーチ等）は、校長が認め、大会本部に届けのあった者に限る。

ア 参加規定

当該校長が人格・指導面において適任者と認めた 20 歳以上の者であり、顧問教師の指導計画に従い、日頃から継続して指導にあたっている者。

また、各専門部の「外部指導者（コーチ等）規定」に準じ、指導任務を行うことができる。

イ 審判について

原則として顧問以外の外部指導者（コーチ等）の審判を認める。

ただし、専門部の規定に従い大会本部が認めた者に限る。

8 引率者及び監督

- (1) 参加生徒の引率者・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員とする。なお、部活動指導員は、他校の引率者及び依頼監督にはなれない。その他、外部指導者（コーチ等）については校長の認めた者とする。
- (2) 京都府中学校総合体育大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者、トレーナー等は、部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けてない者であることとする。
「別記 4・京都府中学校総合体育大会における監督等の条件」参照
- (3) 監督は学校受付をおこない、監督会議に必ず出席すること。（代理可）

「引率者の特例」

・「別記 3・京都府中学校総合体育大会における引率者に関する特例」

京都府中学校体育連盟の主催する総合体育大会は、中学校教育の一環（学校管理下）として位置づけ、府内中学生に広くスポーツを普及させるとともに、健全な中学生徒を育成することを目的としている。このことから、生徒の大会参加に伴う引率については、当該校教員・部活動指導員であることを原則とするが、校長がやむを得ないと判断した場合に限り、以下の規定に基づき当該校教員以外（引率者としての外部指導者）の引率による大会参加を認める。

- 1 引率者としての外部指導者（以下引率外部指導者とする）の規定
 - (1) 当該校長が認めた 20 歳以上の者であり、日頃から指導に当たっている者であること。また、事前に校長との間で、外部指導者としての契約がなされていること。
 - (2) 専門部からの要請があるときは、大会競技役員として大会運営に協力すること。また専門部によってはそのための資格を必要とする場合もある。
 - (3) 大会申込用紙の、引率外部指導者欄に必要事項を記入すること。
 - (4) 規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または専門部長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。この場合、参加生徒も失格となる場合がある。
 - (5) この規定以外のことは、大会要項及び府専門部の定める規定の通りとする。
- 2 引率外部指導者の引率を認める種目は、以下のとおりとする。
 - ・陸上競技（リレーを除く）
 - ・水泳（リレーを除く）
 - ・ソフトテニス（個人）
 - ・卓球（個人）
 - ・バドミントン（個人）
 - ・体操、新体操（個人）
 - ・柔道（個人）
 - ・剣道（個人）
 - ・相撲（個人）
 - ・テニス（個人）
 - ・スキー（リレーを除く）
 - ・スケート（個人）
- 3 引率外部指導者には、監督の資格を認めない。
 - (1) この時の監督は、他校の教員とする。当該校の校長は、監督を引き受けようとする教員の所属する学校長に文書で依頼し、府専門部の承認を得ること。
 - (2) 引率外部指導者による競技上の抗議は、一切受け付けない。ただし、質問事項については、校長が依頼した監督を通して行うことができる。
- 4 生徒の大会参加に関わる責任は、法令に基づき校長が負う。
- 5 引率上の留意点及び大会会場における留意点
 - (1) 学校に該当の部が設置されていない場合、参加生徒は独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付とならない場合もあるので、任意の保険に加入することが望ましい。（ただし、他校教員の場合は給付対象となる）
 - (2) 引率にあたっては、公の交通機関を利用すること。
 - (3) 引率外部指導者は、引率上の必要事項等について事前に当該校の校長と十分協議し、引率に必要な事項を引率生徒に指導すること。
 - (4) 専門部が定める規定を順守し、責任ある行動をとること。特に引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合は、退場を命じる。
- 6 他校教員による引率については 1 (1)、5 (1) を適用しない。
- 7 本特例は、平成 15 年 5 月 20 日より実施する。
(平成 26 年 5 月 2 日一部改訂)
(平成 30 年 3 月 2 日一部改訂)

- 【学校受付】 令和4年11月13日（日）（8時00分～8時30分）（競技場入口）
オーダー用紙提出、プログラム代支払い（申込分）
*今年度もタスキ検印・スタート抽選をしません
プログラム代はおつりのないようにすること
- 【監督会議】 令和4年11月13日（日） 8時30分（競技場2階観覧席）
大会運営について、諸連絡

9 参加数 京都市（6校）山城（6校）口丹波（6校）中丹（6校）丹後（6校）

10 大会規定

- (1) 本大会は、2022年度日本陸上競技連盟競技規則及び駅伝競走規準・本大会規定によって行う。
- (2) 選手は大会事務局が用意したナンバーカードを、胸背部につけること。ただし、最終走者は黄色のナンバーカードをつけること。
- (3) 番号は各ブロック大会の順に山城1～6 京都市7～12 口丹波13～18 中丹19～24 丹後25～30とする。ナンバーカードは主催者側で準備する。
- (4) タスキは各校で持参すること。赤色は禁止する。
- (5) 伴走は一切認めない。レース中、コースへの進入を禁止する。（厳守）
- (6) 走者の衣類は、袋に入れ出発点・中継所役員の指示に従う。袋には、第〇走者・学校名・氏名を明記すること。（袋は各校に配布する）
- (7) レース中の事故は、救急の他、一切の責任は負わない。
- (8) コースにおける大会当日の練習は禁止する。
- (9) 登録してある監督は、当日指定された場所にいないといけない。

11 表彰

- (1) 優勝チームには賞状・優勝盾を授与する。
- (2) 2～6位チームには賞状を授与する。
- (3) 区間3位まで入賞した者には賞状を授与する。

12 申し込み ※次のように紙媒体とデータの両方で申し込みを行うこと。

- (1) 申込用紙に校長印を押したものの2部（原本・コピー）を大会事務局に送付する。
- (2) 申込データに入力したものをメールで大会事務局に送信する。

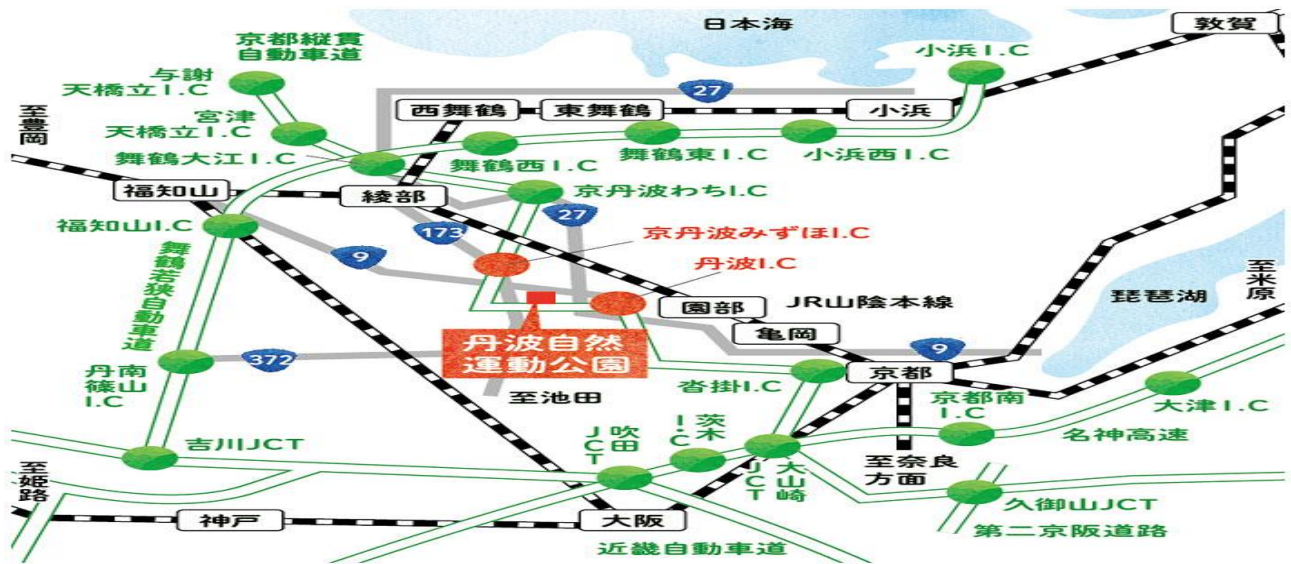
令和4年10月21日（金）17時00分 必着（厳守）

選手申し込みは、男子9名、女子8名連記で行い大会当日の学校受付に事前に準備した用紙またはその場で記入した用紙を提出し、最終エントリーを行う。

13 その他

- (1) 宿泊について
本年度も宿泊を大会側は準備をしません。宿泊される場合は各校で準備すること。
- (2) 試走について
ア 試走は、指定された期間の中で事前に試走届を大会事務局に提出し、交通には十分注意して、実施すること。
イ 特に観光シーズンでもあり、車両には注意すること。また、ゴミは必ず持ち帰ること。
ウ 三密（密閉・密集・密接）を避けるようにすること
- (3) 大会当日学校関係の車は係員の指示に従い指定駐車場に入れること。また、コース内、周辺道路には絶対駐車しないよう出場校の責任で徹底すること。
- (4) 大会当日6時00分現在、開催地に気象に関する特別警報・警報が発表されている場合、府中体連・陸上競技専門部・実行委員会で協議し、決定事項を参加校に連絡する。
- (5) 大会実施中に特別警報が発表された場合には、競技を直ちに中止する。
- (6) 大会事務局

〒621-0864 京都府亀岡市内丸町13番地 亀岡市立亀岡中学校 メールアドレス kyoto1484@yahoo.co.jp TEL0771-22-0165 FAX0771-22-1165 石橋 佑介（宛）
--



京都市内から約 60 分（国道 9 号線～京都縦貫自動車道丹波 I.C）

「丹波 I.C」から約 5 分「京丹波みずほ I.C」から約 10 分

京都駅から山陰本線で「園部」駅下車 JR バス（桧山方面）に乗換えて「自然運動公園前」バス停下車

「監督等の条件」

・「別記 4・京都府中学校総合体育大会における監督等の条件」

京都府中学校体育連盟の主催する総合体育大会は、健全な中学校生徒を育成することを目的とし、運動部活動は学校教育の一環であると考えている。そこで、各中学校の運動部顧問及び運動部活動に関わる全ての指導者の暴力・体罰・セクハラ等の防止策について、以下の通り監督等の条件を設ける。

なお、本連盟が対応するこれらの行為は、各顧問等の指導者が担当する運動部の活動及びその指導に関わる場面でのこととする。通常の教育活動上における生徒指導場面とは区別するものである。

1 本連盟が主催する大会における監督等の条件

- (1) 京都府中学校体育連盟が主催する全ての大会における引率者、監督、部活動指導員、外部指導者（コーチ）、トレーナー等（以下「指導者等」という）は、部活動の指導中における暴力等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること。
- (2) 懲戒処分規定が及ばない外部の指導者は、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知しておく。暴力等への指導者措置は校長が行い、監督等の条件及び対応等は上記と同様に考える。

2 本連盟による対応・処置の対象となるもの

各中学校（中等教育学校及び義務教育学校を含む）に設置されている運動部で、本連盟に競技部が存在する運動部の指導者等

3 本連盟の対応

- (1) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった教職員は、本連盟における全ての役職を停止する
★後任の補充は、当該地区中体連会長と相談し、当該地区中体連及びブロック中体連から選出することを基本とする
- (2) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった指導者等で学校の教職員以外の者は、本連盟が主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する

4 判定及びその時期

当該校の校長が懲戒処分を確認した時点

5 期間

- (1) 違反行為 1 回目
校長が確認した時点から「2年間」は、本連盟の役職停止及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の登録を禁止する。この時期は、異動等により勤務校が変わったり、指導する運動部が変更となっても継続するものとする
(1年間とは、夏季・冬季または冬季・夏季大会とする)
- (2) 違反行為 2 回目
本連盟における役職及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の「資格なし」とする

6 本条件は平成 30 年 4 月 1 日より実施する。